

平成 30 年 9 月 21 日

一般社団法人 電子情報技術産業協会
法務・知的財産運営委員会

意匠制度の見直しの検討課題に対する意見

今般、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会にて検討されている標記課題に関して、当協会では、法務・知的財産運営委員会において議論を致しました。

本日までの議論の結果をお伝えし、貴小委員会でのご審議の参考にして頂きたく、ここに意見書を提出致します。

提案募集対象として示された各論点に対する各社の懸念事項について、別添の通り提出いたします。賛成意見がある一方で、反対意見もあり、賛成とする中にも懸念点が多いという意見もあるため、引き続き慎重なご審議を頂けるよう望みます。

なお、当協会内で意見の統一が取れた論点に関する意見は下記の通りです。

(1) 画像デザインの保護について

①以下の画像について、意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

➤ 物品の機能と関係のない画像（装飾的な画像、コンテンツ画像など）

<意見>

物品の機能と関係ない装飾的な画像やコンテンツは、独自創作であれば、著作権によって保護されるべきものであり、意匠法での保護は適当でないとする。また、物品の機能と全く関係のないコンテンツ画像などについてまで保護対象とするとクリアランスの負担が増加するため、保護対象とすることは望まない。

(6) 物品区分表の見直しについて

<意見>

区分表と同程度でなくても、図面を見れば明らかな場合にかぎり、拒絶理由としないことは合理的であるとする。直ちに拒絶しない仕組みであり、物品の明確性が担保できるのであれば賛成。現状行われている物品の職権訂正の機会も広げていただきたい。

なお、拒絶理由通知以外の方法で特許庁から出願人に物品の区分や「機能」「用途」の記載方法のコンサルを受けられる仕組みであれば歓迎。例えば、審査官から出願人への電話による自発補正や、職権訂正を活用することで遅延解消を図ることはどうか。

以上

JEITA 各社意見（2018/9/21）（8社）

■A社

(1) 画像デザインの保護について

① 以下の画像について、意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

- ▶ 物品に記録されていない画像（クラウド上の画像、ネットワークによって提供される画像など）
- ▶ 物品以外に表示される画像（壁や人体に投影される画像、拡張現実や仮想現実上で表示される画像など）
- ▶ 物品の機能と関係のない画像（装飾的な画像、コンテンツ画像など）

<意見・理由>

・物品の機能に関する画像に限れるのであれば、物品に記録されていない画像も保護対象とすることについて反対ではない。しかしながら、保護対象を、物品の機能に関する画像に限定させずに拡張することについては、慎重な検討が必要であると考えます。

・物品以外に表示される画像については、プロジェクタからスクリーンに投影される画像については、保護対象とすることに賛成である。しかし、拡張現実や仮想現実上で表示される画像については、保護対象となる画像がどのようなものか明確でなく、定義や、具体例などを整理した上で、検討すべきであり、現時点では賛成しかねる。

・物品の機能と関係ない装飾的な画像やコンテンツは、独自創作であれば、著作権によって保護されるべきものであり、意匠法での保護は適当でないと考える。

② 画像をクラウドサーバーにアップロードする行為や、ネットワークを通じて画像を含むソフトウェアを提供する行為を、侵害行為として位置付けることについてどう考えるか

<意見・理由>

物品の機能に関する画像のように保護対象となる画像に限るのであれば、「ネットワークを通じて画像を含むソフトウェアを提供する行為」及び「画像をクラウドサーバーにアップロードする行為」を「侵害とみなす行為」とすべく検討することは賛成。

(2) 空間デザインの保護について

① 建築物（不動産）を意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

現行法においても、「組立て家屋」が、意匠法の保護の対象とされている。

建売住宅などで、同じような設計の建築物がいくつも建てられるケースはあるので、その様なものについては、組立て家屋に準じた保護をとり得る余地はあると考えます。

② 店舗やオフィス等の内装デザインを意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

店舗やオフィス等の内装デザインについて、現状、周知になったものについては不正競争防止法により保護されているが、ユニット販売のように量産性があるものなどは、意匠法での保護についても検討の余地はあると考えます。

(3) 関連意匠制度の拡充について

① 本意匠の公報発行日後において関連意匠の出願を認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

本意匠の公報発行後における関連意匠の出願を認めることは、新規性を喪失した意匠の登録を認めることになり、賛成しかねる。本制度の導入には、慎重な検討を希望する。

② 関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録を認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

関連意匠制度の趣旨が、「同一出願人から一定の条件を満たす出願がなされた場合に限り、関連意匠を本意匠と同等の価値を有するものとして保護するもの」であるため、本意匠に類似しない関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録を認めることは、制度趣旨に反するものとする。

③ 関連意匠の存続期間をどのように設定すべきか（本意匠の存続期間に合わせるべきか）。

<意見・理由>

関連意匠制度の趣旨が、「同一出願人から一定の条件を満たす出願がなされた場合に限り、関連意匠を本意匠と同等の価値を有するものとして保護するもの」であるため、本意匠の存続期間に合わせるべきとする。

(4) 意匠権の存続期間の延長について

① 意匠権の存続期間を25年に延長することについてどう考えるか。

<意見・理由>

製品分野ごとに権利期間が延長されることの影響は異なるものとする。
各分野の事情を踏まえて、適切な期間を検討すべきとする。

② 存続期間の延長に併せて、意匠権の存続期間の起算日を、登録日から出願日に変更することについてどう考えるか。

<意見・理由>

国際的に見ても、出願日を起算日とする国が多いことから、問題はないとする。
また、ハーグ(国際)出願は登録の前に国際公開が成されるため、補償金請求権の規定が設けられれば、登録日から出願日に変更することが、国際出願を活用して日本に出願する場合のメリットとなり得ると考える。

(5) 複数意匠一括出願の導入について

① 複数の意匠を一括出願することを認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

複数一出願自体は、多くの国で導入されているため、日本でも導入される事を希望する。
但し、その際は、他国と同様に申請費用の割引も併せて導入していただきたい。
なお、公報検索の際には、複数一出願した意匠についても個別に一つ一つの意匠が検索・表示されるようなデータベース化を希望する。

② その際、一括で出願できる範囲について、諸外国のような制限を設けるべきか。

- 一括出願に含める意匠の数の上限を設けることについてどう考えるか。
- 一括出願の範囲を制限する必要があるか。

<意見・理由>

・権利関係が煩雑になるため、範囲制限は設けるべきとする。
後のクリアランス面等の理由から、分類ベースが望ましい。ただし、ロカルノではなく、日本分類ベースとする方が分かり易いものとする。

- ・上限は設けた方が良いと考える。なお、国際出願の上限 100 件あれば十分な範囲と考える。
- ・一括出願の範囲は制限すべきと考える。なお、類似や創作者同一の制限を設けた場合には、活用の機会が相当に限られると考えるため、使い勝手の面から、上記②の通り、日本分類同一の範囲が望ましいと考える。

(6) 物品区分表の見直しについて

現行意匠法では、省令で定める物品区分表に掲げられた物品の区分と同程度の区分を記載していない出願については、拒絶理由の対象とされており、権利化の遅延につながっている。これを直ちに拒絶理由としない仕組みとすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

直ちに拒絶しない仕組みは賛同する。

現状行われている物品の職権訂正の機会も広げていただきたい。

■B社

(1) 画像デザインの保護について

① 以下の画像について、意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

- 物品に記録されていない画像（クラウド上の画像、ネットワークによって提供される画像など）
- 物品以外に表示される画像（壁や人体に投影される画像、拡張現実や仮想現実上で表示される画像など）
- 物品の機能と関係のない画像（装飾的な画像、コンテンツ画像など）

<意見・理由>

いずれも不要である。

・「物品に記録されていない画像」を保護するにあたっては、物品性の排除、画像という物品の創設が考えられる。

物品性の排除または画像という物品を創設し、画像の機能に基づき類似を判断した場合、例えばGUIは入出力機能を担う場合が多く、当該機能を有する類似物品は広範にわたる可能性が懸念される。また、既存の意匠登録にかかる物品と、GUI等と類似と判断される可能性がある物品も広範にわたることから、物品性を維持した場合であっても、事実上物品性の排除に等しくなるおそれがある。

一方、ICT分野における画像は、テクノロジーやビジネスモデルを伝える画像が増えており、画像そのものの価値は、専用機の画像に比べて相対的に希釈化されている。かかる画像について、広範な権利を付与することは、かえって画像にかかる開発意欲を抑制する恐れがある。

現行法で保護されている通常の業務アプリでも、「基本画面」と称する画面は2～300あるといわれている。全ての画面について、クリアランスを行うことは、納期、工数、コストにおいて、極めて困難である。アジャイル開発や、クラウドでの短期間での画面開発の場合は、クリアランスの負担は過大になる。改正により得られる効果と負担とのバランスが著しく不均衡になる。

2016年の審査基準改定時に要望が出た画像デザイン検索システム（Graphic Image Park）については、登録意匠の図面が一部検出されない、関連意匠の図面が下位に検出される等の問題があり、物品性を除外または緩和した場合に、コスト、時間の制約とあいまって、実行的な防御手段の問題は極めて大きくなる。従来どおり著作権での保護を希望する。

・「物品以外に表示される画像」については、ヘッドアップディスプレイ等の物品の機能と関係がない情報共有のための画像が大半と考える。当該画像には、創作性がある画像については著作権で保護するか、情報共有のための画面については標準の方向で検討すべきであり、意匠権による保護は不要と考える。なお、現在の法制度においても、コスト、時間の問題、ツールの不備等で、クリアランスは非常に困難。クラウドでは、短期間での画面開発を求められる場合もあり、クリアランスの負担は過大になる。改正により得られる効果と負担とのバランスが著しく不均衡になる。

・「物品の機能と関係のない画像」については、著作権による保護で十分と考える。

② 画像をクラウドサーバーにアップロードする行為や、ネットワークを通じて画像を含むソフトウェアを提供する行為を、侵害行為として位置付けることについてどう考えるか

<意見・理由>

不要である。

侵害行為と位置づける意匠権について、権利行使が可能な物品の制限がなければ、事実上物品性が外れる懸念がある。現在の法制度においても、コスト、時間の問題、ツールの不備等で、クリアランスは非常に困難。クラウドでは、短期間での画面開発を求められる場合もあり、クリアランスの負担は過大になる。また、現在の画像検索システムでは、的確な検索ができないため、予測可能性に大きな問題が出る。さらに、実施行為、みなし行為の範囲が明確でないと、刑事罰を伴う可能性がある行為について予測可能性の欠如は問題があると考

える。

(2) 空間デザインの保護について

① 建築物（不動産）を意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

不要である。

応用美術へ著作権の適用が拡大しており、著作権法による保護で必要にして十分。

② 店舗やオフィス等の内装デザインを意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

不要である。

不競法においても店舗デザインの保護については抑制的。サーバ等を設置するマシンルームの配置等は、冷却効率等の観点から、意図せず配置が似る可能性がある。現行の不正競争防止法での保護で、必要にして十分。

(3) 関連意匠制度の拡充について

① 本意匠の公報発行日後において関連意匠の出願を認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

不要である。

現状の関連意匠の登録例からすると、ダブルパテントに等しい登録になる可能性もあり得る。また、特定の出願人による出願が、サブマリニックに登録される可能性がある。

② 関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録を認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

不要である。

関連意匠にのみ類似する意匠登録を認めた場合、類似意匠の連鎖による権利範囲の拡張が生じるおそれがある。かつての類似意匠制度においても、同様の問題が指摘されており、通説判例は確認説であった。

③ 関連意匠の存続期間をどのように設定すべきか（本意匠の存続期間に合わせるべきか）。

<意見・理由>

不要である。

関連意匠にのみ類似する意匠登録が、類似の範囲の連鎖の懸念があるのに対して、本項は時間的な連鎖の懸念が生じる。

(4) 意匠権の存続期間の延長について

① 意匠権の存続期間を25年に延長することについてどう考えるか。

<意見・理由>

不要である。

米国が15年、韓国が20年、中国10年であることを鑑みると、存続期間の延長が、日本における産業促進につながると思われない。

② 存続期間の延長に併せて、意匠権の存続期間の起算日を、登録日から出願日に変更することについてどう考えるか。

<意見・理由>

不要である。

意図が不明。出願日に遡及して賠償請求等を可能にする意図ならば、権利行使を受けた側との公平性を担保すべき。

(5) 複数意匠一括出願の導入について

① 複数の意匠を一括出願することを認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

関連意匠制度を現行で維持し、同一物品内かつ関連意匠と同等の意匠を一括出願できる制限を設け、審査は個別に行うのであれば賛成。

権利範囲の明確性、権利行使を受けた側との公平性を確保するためには、①関連意匠制度を現行で維持し、②同一物品内かつ関連意匠と同等の意匠を一括出願できる制限を設け、③審査は個別に行うことが必要と考える。

② その際、一括で出願できる範囲について、諸外国のような制限を設けるべきか。

➤ 一括出願に含める意匠の数の上限を設けることについてどう考えるか。

➤ 一括出願の範囲を制限する必要があるか。

<意見・理由>

同上。なお、件数上限は設けるべきと考える。

件数上限は設けるべきと考える。ただし、権利範囲の明確性、権利行使を受けた側との公平性を確保するためには、(A)関連意匠制度を現行で維持し、(B)同一物品内かつ関連意匠と同等の意匠を一括出願できる制限を設け、(C)審査は個別に行うことが必要と考える。

(6) 物品区分表の見直しについて

現行意匠法では、省令で定める物品区分表に掲げられた物品の区分と同程度の区分を記載していない出願については、拒絶理由の対象とされており、権利化の遅延につながっている。これを直ちに拒絶理由としない仕組みとすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

物品の明確性が担保できるのであれば賛成。

権利範囲の明確性、権利行使を受けた側との公平性を確保するため、物品の明確性を担保することが必要と考える。

■C社

(1) 画像デザインの保護について

① 以下の画像について、意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

- 物品に記録されていない画像（クラウド上の画像、ネットワークによって提供される画像など）
- 物品以外に表示される画像（壁や人体に投影される画像、拡張現実や仮想現実上で表示される画像など）
- 物品の機能と関係のない画像（装飾的な画像、コンテンツ画像など）

<意見・理由>

- ・物品に記録されていない画像→賛成
- ・物品以外に表示される画像→賛成
- ・物品の機能と関係のない画像→不要

画像デザインに関しては、画像自体の用途・機能を特定し、用途・機能が類似する範囲を権利範囲と設定し、「GUI」を物品とすることにより、従来の「物品性」は不要と考える。

② 画像をクラウドサーバーにアップロードする行為や、ネットワークを通じて画像を含むソフトウェアを提供する行為を、侵害行為として位置付けることについてどう考えるか

<意見・理由>

賛成である。

「GUI」を物品として扱うこととなれば、いずれも侵害行為と位置づけるべき

(2) 空間デザインの保護について

① 建築物（不動産）を意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

特になし。

② 店舗やオフィス等の内装デザインを意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

特になし。

(3) 関連意匠制度の拡充について

① 本意匠の公報発行日後において関連意匠の出願を認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

認める必要あり。

本意匠継続中は、類似するデザインの保護を認めるべき。デザイン思想が共通する意匠を関連意匠として登録することにより、広く強い権利を設定することにつながる。権利のこま切れを防ぐ。

② 関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録を認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

認める必要あり。

関連意匠の本意匠継続中は認める。本意匠継続中に、自社先願での拒絶は避けるべき。

③ 関連意匠の存続期間をどのように設定すべきか（本意匠の存続期間に合わせるべきか）。

<意見・理由>

本意匠の継続期間。

本意匠をキーに、関連意匠が設定可能となるため。

(4) 意匠権の存続期間の延長について

① 意匠権の存続期間を25年に延長することについてどう考えるか。

<意見・理由>

特になし。

② 存続期間の延長に併せて、意匠権の存続期間の起算日を、登録日から出願日に変更することについてどう考えるか。

<意見・理由>

出願日とすることに賛成。

特許との整合性および意匠のグローバルスタンダード。

(5) 複数意匠一括出願の導入について

① 複数の意匠を一括出願することを認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

賛成。

手続の簡素化と、費用削減を実現する。

② その際、一括で出願できる範囲について、諸外国のような制限を設けるべきか。

➤ 一括出願に含める意匠の数の上限を設けることについてどう考えるか。

➤ 一括出願の範囲を制限する必要があるか。

<意見・理由>

・設けるべき。上限100件。グローバルスタンダードである。

・範囲については、日本意匠分類の小分類の1桁目（例えば、冷蔵庫とその部品を含む「C6-5…」まで）としてはどうか。同時にデザインされる可能性がある範囲として、日本意匠分類の小分類一桁目程度が妥当。

(6) 物品区分表の見直しについて

現行意匠法では、省令で定める物品区分表に掲げられた物品の区分と同程度の区分を記載していない出願については、拒絶理由の対象とされており、権利化の遅延につながっている。これを直ちに拒絶理由としない仕組みとすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

直ちに拒絶理由とせず、拒絶理由通知以外の方法で特許庁から出願人に物品の区分や「機能」「用途」の記載方法のコンサルを受けられる仕組みであれば歓迎。一方で、「機能」「用途」が不明確なまま審査が行われて意匠登録されるのには反対。

■D社

(1) 画像デザインの保護について

① 以下の画像について、意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

- 物品に記録されていない画像（クラウド上の画像、ネットワークによって提供される画像など）
- 物品以外に表示される画像（壁や人体に投影される画像、拡張現実や仮想現実上で表示される画像など）
- 物品の機能と関係のない画像（装飾的な画像、コンテンツ画像など）

<意見・理由>

物品に記録されていない画像や 物品以外に表示される画像について保護対象とすることを希望する。

保護対象の拡充は、2条1項に規定されるような表示画像及び2条2項に規定されるような操作画像のいずれにも適用されることを望む。さらに、2条2項に規定される操作要件は米国、欧州、韓国等においては求められていないため、国際調和の観点から、操作要件を削除することも併せて希望する。

なお、物品の機能と関係ない画像についてまで保護対象とすることは望まない。

近年の技術動向に鑑みても、IoTの普及により今後クラウド上の画像等の開発は増加することが予想される。また、物品以外に表示される画像については、プロジェクションマッピング技術の製品適用が近年急速に発達しており、その活用分野は拡大している。

よって、産業の発達に寄与するという意匠法の法目的に鑑みても、保護対象の拡充を図るべきである。

さらに、米国や欧州等の諸外国においては、物品に記録されているか否かの要件はなく、国際的調和の観点からも保護を認める必要性があると考ええる。

② 画像をクラウドサーバーにアップロードする行為や、ネットワークを通じて画像を含むソフトウェアを提供する行為を、侵害行為として位置付けることについてどう考えるか

<意見・理由>

上記(1)①でクラウド上の画像、ネットワークによって提供される画像を保護対象とするのであれば、それらの実施を侵害行為として位置づける必要があると考ええる。

保護対象の拡充と併せて、実施行為、侵害行為を明確化しておく必要性がある。

(2) 空間デザインの保護について

① 建築物（不動産）を意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

特段コメントはなし。

② 店舗やオフィス等の内装デザインを意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

特段コメントはなし。

(3) 関連意匠制度の拡充について

① 本意匠の公報発行日後において関連意匠の出願を認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

本意匠の公報発行日後であっても、関連意匠の出願を認めることを希望する。

具体的には、関連意匠の出願時期として、本意匠の存続期間満了までの出願を可能にすることを希望する。

デザイン開発の実態として、コンセプトモデルを開発した後、市場動向等を踏まえた上で製品意匠やバリエーション意匠が開発されるため、一つのデザインコンセプトを具現化して製品として出荷されるまでには時間を

要することが多い。特に、デザインドリブン・イノベーションによって開発が進められる昨今では、製品出荷に至るまで数年かかることもある。

しかし、現行の意匠法ではこのようなバリエーション意匠を関連意匠として出願できる時期的要件が本意匠の公報発行日までである点に加え、審査期間の短縮化（6月程度）により、公報発行が思ったよりも早期に行われてしまう点等もあるため、デザイン開発のスケジュールと、上記時期的要件との整合性がとられていない。また、審査期間（公報発行日）は出願人で調整することができないため、デザイン開発や意匠出願のスケジュールを計画しづらいという問題もある。

そのため、本意匠の公報発行日後であっても、関連意匠の出願は認められるべきであると考えます。

なお、関連意匠の出願時期として、本意匠の存続期間満了までの出願を可能にした場合、関連意匠の出願時点で本意匠の意匠公報が既に発行されてしまっている可能性もあるが、同一出願人によるバリエーション意匠の柔軟な出願を認めるために、本意匠の意匠公報が関連意匠における新規性や創作非容易性の判断とならないことが必要であると考えます。また、併せて、本意匠及びこれに類似する意匠の範囲内においては、本意匠の意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因した公開行為（製品発表や展示会等）の新規性や創作非容易性の判断もしないことが望ましい。

一方で、本意匠には類似しないが、関連意匠にのみ類似する意匠を第三者が先に実施していた場合には、関連意匠の出願は第三者の実施行為によって当然に排除されるべきであると考えますため、第三者による実施が不当に制限されるようなことはないと考えます。

② 関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録を認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

関連意匠にのみ類似する意匠について、関連意匠として登録を認めることは妥当でないと考えます。

関連意匠にのみ類似する関連意匠について一律に登録を認めてしまうと、類似の無限連鎖により権利範囲が不当に拡張されてしまい妥当ではないと考えます。

③ 関連意匠の存続期間をどのように設定すべきか（本意匠の存続期間に合わせるべきか）。

<意見・理由>

関連意匠の存続期間は、本意匠の存続期間に合わせるべきであると考えます。

関連意匠に独自の存続期間を設けた場合には、本意匠と関連意匠の権利の重複部分については、実質的に存続期間の延長を認めてしまうことになり、不合理である。

(4) 意匠権の存続期間の延長について

① 意匠権の存続期間を25年に延長することについてどう考えるか。

<意見・理由>

25年に延長することを希望する。

なお、諸外国では存続期間が10年と短い国もあるため、それらの国に対して存続期間の延長を図るよう働きかけを希望する。

登録意匠件数を保有期間別にみると、存続期間満了までの15年間維持される件数は多く、長期的なデザインコンセプトを有する製品については、長期の存続期間を希望するニーズもあるため、25年の存続期間を希望する。

なお、国際的調和の観点や、日本企業の事業グローバル化に伴う国際競争力向上を図るべく、存続期間の短い国に対して、特許庁から存続期間を延長することの申し入れをしていただくことを強く希望する。

② 存続期間の延長に併せて、意匠権の存続期間の起算日を、登録日から出願日に変更することについてどう考えるか。

<意見・理由>

出願日起算に変更してもよいと考える。

通常、意匠出願から登録まで6月～1年程であるため、上記(4)①の存続期間の延長と併せて出願日起算に変更することであれば大きな影響はないと考える。また、同じ創作物を保護する特許法や実用新案法は出願日起算のため、これら他法との整合性をとる必要性もあると考える。

さらに、登録日起算では、意図的に権利化を遅延すること等で出願人間の不平等が生じる可能性もあるため、一律に出願日起算にすることの意味があると考えます。

(5) 複数意匠一括出願の導入について

① 複数の意匠を一括出願することを認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

複数意匠を一括出願できるようになることは希望しない。

複数意匠を一括出願できるようになることで費用面でのメリット等が考えられるが、手続き、管理面での負担が大きく増加してしまうことが想定される。

また、出願単位の調査等になるのであれば、クリアランス負担の増加も懸念される。

さらに、一括出願によって権利化されたものが、あたかも関連意匠によって一つの纏まった権利（類似の意匠群）であると捉えられてしまう可能性もあると思われる。

そのため、費用メリットを凌駕するこれらの懸念点を踏まえると、一括出願制度の導入は希望しない。

② その際、一括で出願できる範囲について、諸外国のような制限を設けるべきか。

➤ 一括出願に含める意匠の数の上限を設けることについてどう考えるか。

➤ 一括出願の範囲を制限する必要があるか。

<意見・理由>

上記(5)①のように一括出願は希望しない。

(6) 物品区分表の見直しについて

現行意匠法では、省令で定める物品区分表に掲げられた物品の区分と同程度の区分を記載していない出願については、拒絶理由の対象とされており、権利化の遅延につながっている。これを直ちに拒絶理由としない仕組みとすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

特に問題ないと考えます。

区分表と同程度でなくても、図面を見れば明らかな場合にかぎり拒絶理由としないことは合理的であると考えます。

■E社

(1) 画像デザインの保護について

① 以下の画像について、意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

- 物品に記録されていない画像（クラウド上の画像、ネットワークによって提供される画像など）
- 物品以外に表示される画像（壁や人体に投影される画像、拡張現実や仮想現実上で表示される画像など）
- 物品の機能と関係のない画像（装飾的な画像、コンテンツ画像など）

<意見・理由>

物品に記録されていない画像については、「画像」を無制限に保護するのではなく、例えば、機能や用途の区分を設け、それらとの関係を厳格に問う運用はどうか。機能や用途の粒度は現在の物品と同程度とし（例えば「冷蔵庫の制御用画像」等）、物品性が実質的に維持されるような運用はどうか？

物品以外に表示される画像については、「物品性が維持」されるような画像の物品名として、「○○機能付き電子計算機」のような、具体機能・用途で限定するような名称（例えば「路線検索機能付き電子計算機」「時計表示投影機能付き投影機」「経路誘導投影機能付き自動車」）を付与する運用はどうか？

物品の機能と関係のない画像については、特にニーズはない。模様と同等であれば著作物であり、意匠保護の対象外と考える。

② 画像をクラウドサーバーにアップロードする行為や、ネットワークを通じて画像を含むソフトウェアを提供する行為を、侵害行為として位置付けることについてどう考えるか

<意見・理由>

直接侵害があることを前提として、アップロード行為やソフトウェア提供行為に間接侵害が成立させるのであればどうか。

サーバへのアップロードやソフトウェア提供時点では機能用途が明示されていないことも多く、その用途が明示されていないものに権利行使ができるとなると、その権利は物品に紐づかない汎用的なものにならざるを得ないから。

(2) 空間デザインの保護について

① 建築物（不動産）を意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

特にニーズはない。

著作物で保護可能。

② 店舗やオフィス等の内装デザインを意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

賛成。組物の意匠の対象を拡大することで可能と思われる。サーチ負担を軽減できる方法の検討が必要。

(3) 関連意匠制度の拡充について

① 本意匠の公報発行日後において関連意匠の出願を認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

賛成。マイナーチェンジデザインを後から意匠登録したいニーズ有。先行権利者を過度に保護することがないようなバランスのとれた制度とする必要がある。

② 関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録を認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

特にニーズはない。

本意匠を中心に据えた現行制度がバランスよい。

③ 関連意匠の存続期間をどのように設定すべきか（本意匠の存続期間に合わせるべきか）。

<意見・理由>

本意匠の存続期間に合わせるべき。

本意匠を中心に据えた現行制度がバランスよい。

(4) 意匠権の存続期間の延長について

① 意匠権の存続期間を25年に延長することについてどう考えるか。

<意見・理由>

存続期間延長によって出願人が困ることは特段無い。

意匠権の平均維持期間を検証し、存続期間満了まで存続する権利がどの程度あるのか確認したほうがよい。

② 存続期間の延長に併せて、意匠権の存続期間の起算日を、登録日から出願日に変更することについてどう考えるか。

<意見・理由>

遅滞なき迅速な審査・審理を確保して頂くことを条件に許容できる。周知・管理体系変更工数に見合うメリットがあるか疑問。

(5) 複数意匠一括出願の導入について

① 複数の意匠を一括出願することを認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

異論なし。サーチに支障がなければ問題ない。

② その際、一括で出願できる範囲について、諸外国のような制限を設けるべきか。

➤ 一括出願に含める意匠の数の上限を設けることについてどう考えるか。

➤ 一括出願の範囲を制限する必要があるか。

<意見・理由>

・ 上限については、意匠数の上限設定することについて異論なし。

・ 範囲の制限については、サーチ負担軽減のため、日本意匠分類による制限を設けるのはどうか？

(6) 物品区分表の見直しについて

現行意匠法では、省令で定める物品区分表に掲げられた物品の区分と同程度の区分を記載していない出願については、拒絶理由の対象とされており、権利化の遅延につながっている。これを直ちに拒絶理由としない仕組みとすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

どんな物品名でも拒絶理由の対象とならず登録されてしまうと権利範囲の不明確な権利が生じ影響が出るおそれがある。例えば、審査官から出願人への電話による自発補正や、職権訂正を活用することで遅延解消を図ることはどうか。

■F社

(1) 画像デザインの保護について

① 以下の画像について、意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

- 物品に記録されていない画像（クラウド上の画像、ネットワークによって提供される画像など）
- 物品以外に表示される画像（壁や人体に投影される画像、拡張現実や仮想現実上で表示される画像など）
- 物品の機能と関係のない画像（装飾的な画像、コンテンツ画像など）

<意見・理由>

- ・物品に記録されていない画像の保護には反対である。公知文献の把握が極めて困難であり、権利の安定性に難があるためである。侵害行為の主体、差止め対象など、どのように規定するのか慎重に検討すべきと考える。
- ・物品以外に表示される画像の保護についても基本は反対であるが、現状の意匠制度において、特許庁は保護対象と考えている印象を受けている。
- ・物品と関係のない画像の保護には反対である。そもそも意匠法による保護にそぐわないと考える。著作権法或いは新法により対応すべきと考える。

② 画像をクラウドサーバーにアップロードする行為や、ネットワークを通じて画像を含むソフトウェアを提供する行為を、侵害行為として位置付けることについてどう考えるか

<意見・理由>

- 慎重な検討が必要と考える。
権利行使する者／される者、ソフトハウス／サービス事業者など、バランスを含めて慎重な検討が必要と考える。

(2) 空間デザインの保護について

① 建築物（不動産）を意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

- 反対である。
そもそも意匠法による保護にそぐわないと考える。著作権法或いは新法により対応すべきと考える。

② 店舗やオフィス等の内装デザインを意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

- 慎重な検討が必要と考える。
方針ありきではなく、実務運用を念頭においた検討が必要と考える。

(3) 関連意匠制度の拡充について

① 本意匠の公報発行日後において関連意匠の出願を認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

- 疑問を感じる。
関連意匠制度導入の趣旨をないがしろにし、類似意匠制度に逆戻りする印象を受ける。

② 関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録を認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

- 反対である。
権利範囲が拡張し続けることになるためである。

③ 関連意匠の存続期間をどのように設定すべきか（本意匠の存続期間に合わせるべきか）。

<意見・理由>

関連意匠による権利範囲拡張を前提に考えるなら、本意匠に合わせるべき。

(4) 意匠権の存続期間の延長について

① 意匠権の存続期間を25年に延長することについてどう考えるか。

<意見・理由>

特に必要性を感じない。

② 存続期間の延長に併せて、意匠権の存続期間の起算日を、登録日から出願日に変更することについてどう考えるか。

<意見・理由>

権利期間を25年に延長するのであれば妥当と考える。

(5) 複数意匠一括出願の導入について

① 複数の意匠を一括出願することを認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

反対である。

当該一括出願が認められた場合に、十分なサーチや検索を可能とするシステム化やデータベース化が実現できると考えにくいためである。

② その際、一括で出願できる範囲について、諸外国のような制限を設けるべきか。

➤ 一括出願に含める意匠の数の上限を設けることについてどう考えるか。

➤ 一括出願の範囲を制限する必要があるか。

<意見・理由>

(特に意見なし)

(6) 物品区分表の見直しについて

現行意匠法では、省令で定める物品区分表に掲げられた物品の区分と同程度の区分を記載していない出願については、拒絶理由の対象とされており、権利化の遅延につながっている。これを直ちに拒絶理由としない仕組みとすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

物品の明確性が担保できるのであれば賛成である。

■G社

(1) 画像デザインの保護について

① 以下の画像について、意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

- 物品に記録されていない画像（クラウド上の画像、ネットワークによって提供される画像など）
- 物品以外に表示される画像（壁や人体に投影される画像、拡張現実や仮想現実上で表示される画像など）
- 物品の機能と関係のない画像（装飾的な画像、コンテンツ画像など）

<意見・理由>

・「物品に記録されていない画像」「物品以外に表示される画像」を保護対象とすることに賛成する。ただし、拡張現実や仮想現実上で表示される画像の保護については、3Dなど虚像として表示される画像を、図面や願書の記載でどのように特定するかについての検討も合わせて必要だと考える。

・「物品の機能と関係のない画像」については、ゲーム画像はこれまで通り保護対象から除くことを希望するが、PC・スマホ等の壁紙などの装飾的な画像を保護対象とすることについて異論はない。

今現在だけでなく、今後の社会変化による製品・サービスの変化、それに伴うデザイン変化によって生じる課題まで想定した上での制度改正を要望する。

エレクトロニクス業界では第四次産業革命による影響は避けて通ることはできないが、例えばIoTにより、GUIは物品と紐づいた関係がより成立しにくくなることが想定される。つまり、サーバで生成されたGUIの画像が、ネットワークを介して提供され、それによって発揮される機能も、物品単独ではなく複数物品が組み合わせられたシステム全体としての機能であるなど、物品とGUIが1対1対応しないケースが増加するためである。

また、意匠法に限定せず、著作権法・不競法で保護可能な画像デザインがあることも確かだが、著作権法・不競法は相対的権利や実施後でしか保護されない仕組みであるため、将来実施を想定して開発した画像デザインの保護は困難だと考える。弊社でも上記のような社会変革に向けたデザイン開発を進めており、同時に知財によって将来の実施可能性を確保する必要性に迫られている。このような、将来の事業の広がりや利益を想定した権利を確保する、という目的に対しては、著作権法・不競法では十分ではなく、意匠権による戦略的な保護が必要であることから、それに足りるだけの意匠制度の拡充を望む。

② 画像をクラウドサーバーにアップロードする行為や、ネットワークを通じて画像を含むソフトウェアを提供する行為を、侵害行為として位置付けることについてどう考えるか

<意見・理由>

賛成である。

実施行為については、特許法の保護対象に「プログラム」が含まれた際の対応と同様、「電気通信回線を通じた提供」を追加することを要望する。

ただし、意匠権についても、サービスプロバイダ責任制限法によって、プロバイダに不測の不利益が及ばないことを明確化するため、関係省庁との連携によってガイドラインを改訂するなどの対応も庁へ要望する。

また、今回の法改正に限らず、現状でも課題として残っている間接侵害行為について、少なくとも画像デザインについては「のみ」品に限定しない類型、すなわち非専用品型間接侵害規定（例えば特許法の「課題解決不可欠品の生産等（特許法101条2号・5号）」に相当する規定）を新設することを要望する。

実効性を担保するため、保護対象の拡充と同時に実施行為・間接侵害行為についての規定の整備も必要であるため。

(2) 空間デザインの保護について

① 建築物（不動産）を意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

異論無し。

保護拡充に異論は無いが、拡充の場合には、第三者に不測の不利益を及ぼさないよう意匠権の効力範囲が明確となる制度を要望。

② 店舗やオフィス等の内装デザインを意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

異論無し。

保護拡充に異論は無いが、拡充の場合には、第三者に不測の不利益を及ぼさないよう意匠権の効力範囲が明確となる制度を要望。

(3) 関連意匠制度の拡充について

① 本意匠の公報発行日後において関連意匠の出願を認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

「一貫したコンセプトに基づく製品群のデザイン保護」に関する課題について、課題解決のための制度改正には積極的に賛成する。ただし、製品サイクルの違いなどによる業種ごとの異なるニーズに対応しつつ、第三者に不測の不利益が及ばないような制度とすることや、一貫したコンセプトに基づく製品群のデザイン開発実態を踏まえた制度とするためには、現状の関連意匠をベースとした検討だけに限定せず、新しい制度も含めた検討を要望する。

製品全体として見れば一貫したデザインコンセプトを維持していても、技術の進化を製品に取り込む必要性などから、長期間継続するほど、部分的には小さくないデザイン変化が生じていることもある。一方そのことで、後になるほど、コンセプトの一貫性を表すデザイン要素部分が、より明確になることもある。つまり本意匠となるべき最初に出願した全体意匠や、部分意匠で特定した要素では、コンセプトの一貫性を示すデザイン要素としては過不足が生じてくる可能性もあり、これは関連意匠制度の修正のみでは解決しきれない課題と考えている。

そのため、例えば、全体意匠から部分意匠として分割することを可能とする制度など、関連意匠制度に限定しない制度検討も要望する。

② 関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録を認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

同上

③ 関連意匠の存続期間をどのように設定すべきか（本意匠の存続期間に合わせるべきか）。

<意見・理由>

同上

(4) 意匠権の存続期間の延長について

① 意匠権の存続期間を25年に延長することについてどう考えるか。

<意見・理由>

賛成である。

一般的にエレクトロニクス業界の製品やそのデザインの多くは、技術の進歩と対応して比較的サイクルが短い傾向があるため、クリアランス観点では存続期間延長によるリスク増大の懸念は限定的だと考えている。一方で、弊社内

でも成熟した技術領域の製品などでは、長期に渡ってそのまま使用されるデザインも一部にはあるため、メリット・デメリットのバランスから存続期間延長に賛成する。

② 存続期間の延長に併せて、意匠権の存続期間の起算日を、登録日から出願日に変更することについてどう考えるか。

<意見・理由>

反対である。

案件管理方法の変更などが必要となる一方で、それに見合う明確なユーザーメリットが想定できないため。

(5) 複数意匠一括出願の導入について

① 複数の意匠を一括出願することを認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

賛成である。

手続き工数削減につながるため。

一括出願することで出願費用の面でもメリットが出る制度となることを要望する。

② その際、一括で出願できる範囲について、諸外国のような制限を設けるべきか。

➤ 一括出願に含める意匠の数の上限を設けることについてどう考えるか。

➤ 一括出願の範囲を制限する必要があるか。

<意見・理由>

異論なし。

一括出願に含める意匠の数、範囲については、国際調和の観点より、ハーグ国際意匠出願制度や欧州意匠制度と同様としてもよい。

(6) 物品区分表の見直しについて

現行意匠法では、省令で定める物品区分表に掲げられた物品の区分と同程度の区分を記載していない出願については、拒絶理由の対象とされており、権利化の遅延につながっている。これを直ちに拒絶理由としない仕組みとすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

賛成である。

願書全体から物品が明確に特定できる限り、審査上、物品区分に対する柔軟な判断を可能とすることについて、不要な拒絶を受けないためにも賛成する。

■H社

(1) 画像デザインの保護について

① 以下の画像について、意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

- 物品に記録されていない画像（クラウド上の画像、ネットワークによって提供される画像など）
- 物品以外に表示される画像（壁や人体に投影される画像、拡張現実や仮想現実上で表示される画像など）
- 物品の機能と関係のない画像（装飾的な画像、コンテンツ画像など）

<意見・理由>

物品を離れて意匠を保護することにもつながり、意匠法の根幹に関わる事項のため、本来であれば十分時間をかけて慎重に検討をする必要があると考える。画像デザインは、操作等のインターフェースとなるので、これに過剰に権利を付与することになると、意匠法の本来の目的である産業のは点につながらず、むしろ抑制効果が働いてしまう可能性についても十分検討すべきではないか。

仮に、左記画像を意匠法の保護対象とするのであれば、少なくとも

- (1) 保護対象とする意匠を物品と離れてどのように定義するのか、
 - (2) 権利範囲はどのように認定するのか、
 - (3) 当該画像の類否判断をどのようにするのか、
 - (4) 何を侵害行為と認定するのか、
- 等を明確にして頂きたい。

② 画像をクラウドサーバーにアップロードする行為や、ネットワークを通じて画像を含むソフトウェアを提供する行為を、侵害行為として位置付けることについてどう考えるか

<意見・理由>

この論点だけを論じるのではなく、上述の論点に含めて、画像デザインの保護制度の全体像の中で、これらの行為を侵害行為として位置付けることが適切かどうかを議論すべきと考える。

(2) 空間デザインの保護について

① 建築物（不動産）を意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

意匠法による保護が適切かどうか疑問な面もあるが、保護対象とする意匠の定義、権利範囲の認定、類否判断基準等が明確になるのであれば、保護対象とすることに反対はしない。

② 店舗やオフィス等の内装デザインを意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

同上

(3) 関連意匠制度の拡充について

① 本意匠の公報発行日後において関連意匠の出願を認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

モデルチェンジの継続実施意匠も保護でき、この関連意匠に類似する他社意匠の排除も可能になるため、賛同する。

② 関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録を認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

反対である。

関連意匠制度の本来の趣旨は、本意匠の権利範囲の明確化にあるものと考えられる。関連意匠のみに類似する関連意匠の登録を認めると、どこまで関連意匠の権利範囲が広がるのか、予測が困難になる。

③ 関連意匠の存続期間をどのように設定すべきか（本意匠の存続期間に合わせるべきか）。

<意見・理由>

本意匠の存続期間に合わせるべき。

公報発行日後において関連意匠の出願を認めることになった場合は特に、関連意匠独自の存続期間を認めると、際限なく独占権が続く事態も想定される。関連意匠制度の本来の趣旨により、本意匠の存続期間に合わせるべきと考える。

(4) 意匠権の存続期間の延長について

① 意匠権の存続期間を25年に延長することについてどう考えるか。

<意見・理由>

当社として特段の要望は無い。

② 存続期間の延長に併せて、意匠権の存続期間の起算日を、登録日から出願日に変更することについてどう考えるか。

<意見・理由>

当社として特段の要望は無い。

(5) 複数意匠一括出願の導入について

① 複数の意匠を一括出願することを認めることについてどう考えるか。

<意見・理由>

権利範囲に影響するものではなく、出願手続きに関する制度の変更と捉えている。これによって一件あたりの出願費用が値上がりするのであれば、メリットはあまり無いが、出願費用が安くなる制度となるのであれば、賛同する。

② その際、一括で出願できる範囲について、諸外国のような制限を設けるべきか。

➤ 一括出願に含める意匠の数の上限を設けることについてどう考えるか。

➤ 一括出願の範囲を制限する必要があるか。

<意見・理由>

当社として特段の要望は無い。

(6) 物品区分表の見直しについて

現行意匠法では、省令で定める物品区分表に掲げられた物品の区分と同程度の区分を記載していない出願については、拒絶理由の対象とされており、権利化の遅延につながっている。これを直ちに拒絶理由としない仕組みとすることについてどう考えるか。

<意見・理由>

現行制度においても、出願時に願書の「意匠に係る物品の説明」に物品の説明を記載すれば、拒絶理由通知を回避できているため、当該仕組みの導入に関して、当社として特段の要望はない。

以上